

諮問日：平成30年7月2日（平成30年度（最情）諮問第20号）

答申日：平成30年12月21日（平成30年度（最情）答申第52号）

件名：渉外レポートの一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「J・NETポータルに掲載されている渉外レポート（第9号）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「渉外レポート第9号」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年6月1日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた記載部分（以下「本件不開示部分」という。）が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号、3号及び6号に規定する不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち本文1ページ目、3ページ目及び4ページ目の写真については、他国又は国際機関との信頼関係に基づき作成されたものであり、公にすると他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるから、法5条3号に規定する不開示情報に相当する。

本件対象文書のうち本文3ページ目の文章中の不開示部分は、外国要人であ

る法曹関係者との面談内容であり、公にすると他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるから、同号に規定する不開示情報に相当する。

本件対象文書のうち本文4ページ目下部の不開示部分には、裁判所の情報セキュリティポリシーの具体的な内容に関わる裁判所における情報の取扱区分に関する情報が記載されており、公にすると裁判所の情報セキュリティの確保に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条6号に規定する不開示情報に相当する。

本件対象文書のうち別紙1の訪問者欄の不開示部分には、訪問者の氏名等が記載されており、これらは同条1号に規定する不開示情報に相当する。また、当該部分を公にすると他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるから、同条3号に規定する不開示情報にも相当する。

本件対象文書のうち別紙1の訪問概要欄の不開示部分は、意見交換等の具体的な内容であり、公にすると他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるから、同号に規定する不開示情報に相当する。また、信頼関係が損なわれることによって、最高裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるから、同条6号に規定する不開示情報にも相当する。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|---------------------|
| ① | 平成30年7月2日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月21日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年11月16日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書のうち4ページ目下部の不開示部分には、裁判所の情報セキュリティポリシーの具体的な内容に関わる裁判所における情報の取扱区分に関する情報が記載されており、これを公に

すると裁判所の情報セキュリティの確保に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、本件不開示部分のうちその余の部分については、本件対象文書を見分した結果によれば、外国要人等が我が国の裁判所を訪問した際に撮影された写真や訪問者の氏名及び肩書、面談の内容であることが認められ、その撮影や記載の内容を踏まえて検討すれば、他国又は国際機関との信頼関係に基づいて作成されたものであり、これらを公にすると他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分は、法5条3号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条3号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人